

自己評価書

静岡大学こころの相談室

平成 25 年 3 月

目 次

I	こころの相談室の現状及び特徴	1
II	目的	2
III	基準ごとの自己評価	
	基準1 活動の目的	3
	基準2 活動の実施体制	5
	基準3 教員の配置, 採用・昇格等	10
	基準4 活動の状況と成果	11
	基準5 施設・設備	14
	基準6 財務	16
	基準7 管理運営	19
	基準8 情報等の公表	22

I こころの相談室の現状及び特徴

1 現状

- (1) 学部等名 こころの相談室
- (2) 所在地 静岡県静岡市
- (3) 学部等の構成
 こころの相談室
- (4) 学生数及び教員数（平成24年2月28日現在）
 相談研修員：人文社会科学研究科臨床人間科学専
 攻臨床心理学コース14名
 臨床相談員：
 人文社会科学研究科 教授3名，助教1名
 人文社会科学部 教授1名，講師1名
 教育学部 准教授2名
 非常勤相談指導員：2名
 非常勤相談員：1名
 非常勤相談補助員：1名
 非常勤事務職員：1名

から成人までの地域住民のこころの健康に関する相談ニーズに応えるとともに、静岡県内で養成実績のある第1種指定大学院の実習施設として専門家養成に大きく貢献している。

2 特徴

こころの相談室は、地域住民への相談業務を通じての地域貢献と、心理臨床に関する高度な知識と技能を有する専門家養成を目的とした全学施設で、平成12年5月に開設された（面接室2，プレイルーム1，臨床相談員室1，観察室1，資料室1）。これは、平成9年4月より大学院人文社会科学研究科において開始された臨床心理学の研究・指導が、平成10年4月に(財)日本臨床心理士資格認定協会より第2種指定大学院に認定されたことを受けて、臨床心理士養成のための学内実習施設として設置されたものである。その後、平成13年10月に相談施設を拡充し(面接室3，プレイルーム2，臨床相談員室1，観察室1，資料室1)，平成15年4月に改組された同研究科臨床人間科学専攻臨床心理学コースは平成17年4月に第1種指定大学院として認定されている。さらに、平成22年10月からは相談の有料化を実現している。

昨年度の実績では、19件の新規相談受付を行い、40件の事例に対して延べ349回の相談面接を実施し、相談研修員は129回のスーパーヴィジョンと、16件の事例に対して延べ180回の陪席指導を受けた。これまで継続的に年間300件以上の面接を実施してきており、子ども

II 目的

こころの相談室は、学則第9条の2の規定に基づいて設置された学内共同利用施設であり、以下のことを目的として事業を行っている。

1. 地域住民のこころの健康に関する相談に応じて地域社会に貢献する
2. 心理臨床に関する高度な知識と技能を有する専門家の養成に資する

こころの相談室での実習は、大学院人文社会科学研究科臨床人間科学専攻臨床心理学コースでの履修要件の一部となっており、(財)日本臨床心理士資格認定協会より第1種指定大学院として認定されている当該コース修了者は、心理臨床経験を経ずに臨床心理士試験の受験資格を得ることができる。

Ⅲ 基準ごとの自己評価

基準1 活動の目的

(1) 観点ごとの分析

観点1-1-1 目的として、活動を行うにあたっての基本的な方針や、達成しようとする基本的な成果等が、明確に定められているか。

(観点到に係る状況)

国立大学法人静岡大学学則第9条の2により学内共同利用施設として規定されており、静岡大学こころの相談室規程、同運営規程により活動の詳細が定められている。

(分析結果とその根拠理由)

学内諸規則により明確に定められている。

観点1-2-1 目的が、大学の構成員(教職員及び学生)に周知されているか。

(観点到に係る状況)

紀要の発行、ホームページの作成により周知が図られている。

(分析結果とその根拠理由)

紀要として『静岡大学心理臨床研究』が平成14年に発刊され、平成24年に第11巻まで刊行されている。ホームページは<http://www.shizuoka.ac.jp/kokoro/>にあり、大学のホームページからリンクされている。

観点1-2-2 目的が、社会に広く公表されているか。

(観点到に係る状況)

毎年紀要を発行し、パンフレットと共に地域の関係機関や大学等に配布されている。また、ホームページが公開されている。

(分析結果とその根拠理由)

こころの相談室紀要である『静岡大学心理臨床研究』の発行、パンフレット、ホームページの作成、地域広報誌への案内掲載により広く社会に公表されている。また、関係教員が地域貢献の一環として一般市民を対象とした講演会等を実施している。関係教員による講演会等の平成23年度実績をTable1-1に示す。



Figure1-1 相談室パンフレット

Table1-1 平成23年度 関係教員による地域での講演活動

講演・研修タイトル	主催	場所	開催月	参加人数
うつ病について	静岡市清水医師会	静岡市清水区庁舎	5月	40
ひきこもり相談機関の利用経験と要望、そして展望へ	KHJ 静岡・NPO サンフォレスト共催	静岡労政会館	5月	80
更生保護に関する事例検討会	静岡市葵区保護司会	静岡保護観察所	7月	15
境界性人格障害	相良医師会	牧の原市相良医師会館	7月	50
犯罪加害者家族との関わり方	静岡市葵区保護司会	静岡保護観察所	7月	60
統合失調症との付き合い方	精神障害者家族会焼津支部	焼津黒潮会館	8月	100
臨床心理学とは	沼津市立高校	沼津市立高校	10月	45
統合失調症との付き合い方	精神障害者家族会相良・牧の原支部	牧の原市福祉会館	10月	55
社会で生きにくさを感じる大人の発達障害の理解	富士宮市社会福祉協議会	富士宮市総合福祉会館	10月	65
ひきこもり支援について	静岡市こども青少年相談センター	静岡市こども青少年相談センター	10月	35
職場のストレスマネジメント	静岡地方裁判所	静岡地方裁判所浜松支部	11月	45
臨床における倫理と法教育とその成果ー静岡大学の場合に学ぶー	静岡県臨床心理士会	静岡市総合社会福祉館シズウェル	11月	16
うつ病について	静岡県富士精神保健福祉センター	富士市保健福祉会館	2月	105

(2) 優れた点及び改善を要する点

(優れた点)

全学施設として明確に位置づけられており、独自の紀要の発行、パンフレット、ホームページの作成により学内外に情報発信を行っている点は評価できる。

(改善を要する点)

臨床相談員の異動に伴って人的資源の不足が予想されたために地域への広報活動を抑制した時期もあったが、現在は地域との連携に向けた情報発信に取り組みつつある。今後さらに積極的に情報発信を図る必要がある。

(3) 基準1の自己評価の概要

学内諸規則により明確に位置づけられた全学施設として、紀要の発行、パンフレット、ホームページの作成を通じて学内外に情報発信を行い、地域貢献の目的達成を図っている。

基準2 活動の実施体制

(1) 観点ごとの分析

観点2-1-1 基本的な組織構成が、目的を達成する上で適切な規模と機能を持っているか。

(観点到る状況)

平成18年度に実施された(財)日本臨床心理士資格認定協会による評価を受けての取り組みに加え、平成21～23年度は大学院人文社会科学部研究科臨床人間科学専攻が組織的な大学院教育改革プログラム(以下大学院GP)に採択されたことから、平成22年度より相談室にも外部よりスーパーヴァイザー(以下外部SV)を招聘し、専門家養成としての機能の強化を図った。それに伴い、相談業務を通じての地域貢献においても、適切な規模でより有効に機能するようになった。

(分析結果とその根拠理由)

平成18年度の(財)日本臨床心理士資格認定協会視察による指摘を受け、平成22年度より週4日の開室、同年度10月から相談の有料化を実施した。以下に平成19～23年度の年間担当ケース数と年間のべ面接回数をTable2-1、Table2-2に示す。有料化の影響が懸念された相談件数は、件数、のべ回数ともにそれほど大きな影響もなく推移していると言える。

平成23年度のべ相談件数349で、その内訳は臨床相談員(教員)の担当が207、非常勤相談員の担当が31、相談研修員(大学院学生)の担当が111であった。教員の担当する相談には来談者の承諾が得られた場合には研修の一環として大学院学生が陪席しており、これは延べ180回、学生一人当たり平均13.5回になる(Table2-3)。平成23年度は臨床相談員(教員)の担当ケース件数、面接回数ともに増加している。これは新規受付の相談内容が、相談研修員(大学院学生)が担当するには困難な水準のものが多かったためである。

大学院学生が担当した相談には教員の指導が行われており、平成23年度は延べ129回、学生一人当たり平均9.2回となっている(Table2-4)。1年目の大学院学生は相談実習に当たっての準備期間に当たり、実質上2年目から相談担当に入ることになっており、学生一人当たりおおむね複数の相談依頼に対応することができている。これは、心理臨床の専門家養成として望まれることである。平成23年度は前年度に比べて微減しているが、先述した臨床相談員(教員)が担当するケースの増加による影響と考えられる。

Table2-1 平成19-23年度 年間担当ケース数

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
相談研修員	13	16	20	15	14
臨床相談員	12	11	14	15	22
非常勤相談員	2	0	1	9	4
合計	27	27	35	39	40

Table2-2 平成 19-23 年度 年間のべ面接回数

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
相談研修員	144	181	240	121	111
臨床相談員	163	150	203	188	207
非常勤相談員	17	0	13	77	31
合計	324	331	456	386	349

Table2-3 平成 19-23 年度 陪席ケース数とのべ回数

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
陪席ケース数	9	9	11	18	16
のべ陪席回数	129	82	108	190	180
相談研修員 一人あたり平均回数	22	8	9	10	13.5

Table2-4 平成 19-23 年度 スーパーヴィジョン実施状況

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
SV 回数	144	169	201	151	129
相談研修員 一人あたり平均回数	24	16	16	10	9.2

なお、平成 21～23 年度は大学院人文社会科学研究科臨床人間科学専攻が文部科学省の実施する組織的な大学院教育改革プログラム（以下大学院 GP）に採択され「対人援助職の倫理的・法的対応力の育成－多文化共生社会における臨床実践力と実証的研究能力の向上」をテーマに、臨床実践力の強化に取り組んできた。臨床人間科学専攻の実習施設であるこころの相談室でも、その一環として本橋弘子先生（CLA 湯島心理臨床研究所）、湯野貴子先生（東京プレイセラピーセンター）の 2 名の外部 SV を招聘し、専門家養成としての機能の強化を図った（Table2-5）。

Table2-5 外部 SV 来校回数

	平成 22 年度	平成 23 年度
本橋弘子先生	20 回	12 回
湯野貴子先生	19 回	15 回

観点2-2-1 活動に関する施策等を審議するセンター会議等の組織が、適切な構成となっているか。また、必要な回数の会議を開催し、実質的な検討が行われているか。

(観点に係る状況)

こころの相談室規程第10条に基づき運営委員会が組織されており、人文社会科学部長、人文社会科学部から選出された評議員、室長、臨床主任の出席のもと、活動計画、予算、活動報告、決算について審議を行っている。また、原則として隔週ごとに室長、臨床主任、臨床相談員により相談室会議を行い、相談室の運営に関する事項、新規相談依頼への対応などについて審議を行っている。さらに、原則として毎週、臨床相談員、非常勤相談員、相談研修員の出席によりカンファレンスを行い、相談の受理や経過について検討を行った。なお、臨床相談員については、学内において臨床心理士有資格教員を対象に委嘱をしており、各部組織に所属する教員の意志も反映されやすくなっている。

(分析結果とその根拠理由)

平成23年度の運営委員会は7月6日に開催された。また、相談室会議は計15回、カンファレンスは計32回開催された。

観点2-3-1 活動の質の向上のために、活動の状況を検証し、問題点等を改善するための取組が行われているか。

(観点に係る状況)

運営委員会において、活動計画と活動報告、予算、決算状況について適切に審議されている。また、相談室を学内実習施設としている大学院人文科学研究科臨床人間科学専攻臨床心理学コースは(財)日本臨床心理士資格認定協会の指定大学院に認定されており、継続的に更新と査察を受けることが義務づけられている。

(分析結果とその根拠理由)

運営委員会の実施状況については上記の通りである。(財)日本臨床心理士資格認定協会の指定大学院には平成9年4月より認定されており、6年ごとに更新の審査が義務づけられている。平成18年度には査察を受け、おおむね良好な評価を得た。また、平成20年度は継続申請の年に当たり、相談室の活動状況についても審査を受け、認定されている。

観点2-3-2 学生、教職員、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で活動に反映されているか。

(観点に係る状況)

相談室は概ね地域住民への相談業務を通じての地域貢献として相談の依頼に対応している。ただし、児童・生徒の相談件数が伸び悩んでいることから、地域の小中学校の相談ニーズをより詳細に掬いあげていく必要がある。

(分析結果とその根拠理由)

相談室は現在、週4日(火～金曜日)13時から17時に開室し、相談の依頼に対応している。平成23年度の新規相談依頼件数は19件であった。この件数は、当相談室以外に適切な心理相談機関の少ない現状において地域住民の相談ニーズを反映したものと思われる。

平成 19～23 年度の相談内容と相談依頼者の属性・性別の内訳を Table2-6, 2-7 に示す。

Table2-6 平成 19-23 年度 クライエントの相談内容

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
対人関係・自己理解	6	15	20	22	21
発達相談	3	2	2	1	3
精神保健相談	2	2	2	3	3
習慣・行動性の問題	7	0	2	5	6
子どもの適応不全	7	7	7	10	10
非行性の問題	0	0	1	1	2
心因性の問題	1	1	1	2	2
人格の問題	1	0	0	0	0
その他	0	0	35	0	1

※ 1 件について複数の相談内容がある場合、それぞれに集計した。

Table2-7 平成 19-23 年度 クライエントの属性・性別

属性	平成 19 年度		平成 20 年度		平成 21 年度		平成 22 年度		平成 23 年度	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
小学生未満	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
小学生	2	0	2	2	2	3	1	3	1	0
中学生	1	0	1	1	1	1	1	0	1	1
高校生	1	1	2	0	2	1	2	2	0	2
大学生・院生・専門	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0
自営業	1	1	3	1	2	1	2	1	3	1
会社員・公務員	3	9	2	4	3	5	6	4	8	4
パート・フリーター	0	2	0	4	1	4	2	7	1	9
主婦	0	5	0	5	0	9	0	9	0	7
無職	2	1	1	1	1	2	2	1	3	1
合計	11	20	11	18	12	26	17	27	18	25
	31		29		35		44		43	

※ 数値は人数、なお属性は本人の自己申告による。

相談内容として一番多いのは対人関係・自己理解であり、次いで子どもの適応不全となっている。子どもの適応不全は平成 22, 23 年度では増加している。一方で、クライエントの属性において中学生未満はそれほど多くなく、平成 23 年度はさらに減少している。これは、子どもの悩みを抱えた保護者の来談が多い一方で、本人の来談が少ないことを示していると考えられる。この背景には、スクールカウンセラーの配置や地域の相談施設の充実がある可能性も考えられる。しかし、子どもの場合にはプレイセラピーを通じての情緒の解放が有効な場合が多い一方でこころの相談室のように設備を整えている施設は少ない。本人が来談しないこと背景についてはさらなる分析が必要であり、それに基づいて地域の教育機関や子ども専門の医療機関に対するこころの相談室の活動の広報のあり方をより一層工夫していく必要があるだろう。

(2) 優れた点及び改善を要する点

(優れた点)

静岡県内で養成実績のある(財)日本臨床心理士資格認定協会第1種指定大学院の学内実習施設を兼ねて、地域に開かれた心理相談機関として、概ね地域住民の多様な相談ニーズに対応した活動を展開している。また、平成21年度以降は専門家養成としての機能の強化を図ってきた。その活動内容については運営委員会の管理監督のもと、相談室会議、カンファレンスを通じて適切に運営されている。

(改善を要する点)

地域住民の相談業務においては、児童、生徒の来談を促進するような広報活動の工夫を行うことが求められる。また、大学院GP終了後にも現在の専門家養成としての機能を維持していくための財源の確保が課題となる。

(3) 基準2の自己評価の概要

適切な運営組織のもと、地域住民の相談ニーズに対応して円滑に相談業務が遂行されており、(財)日本臨床心理士資格認定協会第1種指定大学院の学内実習施設として有効に機能している。今後は、児童、生徒の来談を促進するような広報の工夫、大学院GP終了後にも現在の専門家養成としての機能を維持していくための財源の確保が課題となる。

基準3 教員の配置、採用・昇格等

(1) 観点ごとの分析

観点3-1-1 専任教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされているか。特に、それぞれの専門的役割に応じた能力の評価が行われているか。

(観点に係る状況)

専任教員の採用、昇任については、教員の所属する人文社会科学部、大学院人文社会科学研究科の基準に基づいて適切に運用されている。相談室内の役割については、職位および能力に応じて相談室長、副相談室長、臨床主任を置いて、適切に評価、運用されている。

(分析結果とその根拠理由)

人文社会科学部、大学院人文社会科学研究科に内規が定められている。

観点3-1-2 教員の活動に関する定期的な評価が行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

(観点に係る状況)

教員の所属する人文社会科学部、大学院人文社会科学研究科の基準に基づき相談室活動も評価項目の一つとして年度ごとに評価が行われ、それに応じた取り組みが行われている。また、(財)日本臨床心理士資格認定協会第1種指定大学院として、6年ごとに更新の審査が義務づけられており、またその間に査察が行われて、教員の活動が評価されている。

(分析結果とその根拠理由)

平成9年4月に指定大学院として認定後、平成18年に査察が行われ、平成20年度に更新申請を行い平成21年度から6年間の更新が認定された。

(2) 優れた点及び改善を要する点

(優れた点)

人文社会科学部、大学院人文社会科学研究科との緊密な連携のもとに教員の採用、昇任、評価が定期的に行われているとともに、(財)日本臨床心理士資格認定協会指定大学院としても定期的に評価を受けている。

(改善を要する点)

大学院学生の臨床指導を質量ともに一層きめ細かく行うためには、さらに教員の配置が求められる。

(3) 基準3の自己評価の概要

人文社会科学部、大学院人文社会科学研究科の基準に基づいて教員の採用、昇進、評価が適切に行われている。加えて、(財)日本臨床心理士資格認定協会からも指定大学院としても定期的な評価が行われている。

基準4 活動の状況と成果

(1) 観点ごとの分析

観点4-1-1 活動の実施状況から判断して、活動が活発に行われているか。

(観点到に係る状況)

現有スタッフに加えて外部 SV を招聘し、専門家養成及び地域の相談機関としての機能の強化を図り、活動は活発に行われている。

(分析結果とその根拠理由)

平成 19～23 年度の電話受付件数および受理面接実施状況を Table4-1 に示す。

臨床相談員（教員）は単独での相談面接とともに、相談研修員（大学院生）の陪席のもとに行う受理面接と相談面接を行い、さらに一定の予備訓練を終えた大学院学生が単独で実施した相談面接についてスーパーヴィジョンを行っている。学部、大学院との兼任という現状では、精一杯の活動状況にあると言える。

Table4-1 平成 19-23 年度 電話受付件数および受理面接実施状況

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
面接実施数	13	14	17	14	14
面接前にキャンセル	3	1	3	2	3
面接前に他機関紹介	1	3	6	10	2
合計	17	18	26	26	19

※ 数値は件数

大学院 GP の一環として招聘した SV は、現有スタッフとは異なる専門領域の心理療法について教育を強化することも目的としていた。そのため、1 名は家族療法の、もう 1 名は子どもの心理療法の専門家であった。外部 SV 招聘の成果として、それまでほとんど行われなかった合同面接回数の増加がみられた。幅広い心理療法実践についての学びの結果と言えよう。

Table4-2 合同面接回数の推移

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
平成 22 年度	*	*	*	*	*	*	0	2	2	2	2	2
平成 23 年度	2	1	1	1	2	2	4	3	3	4	1	4

※ * : 有料化実施以前のため集計不可

また、こころの相談室の相談研修員や修了生及び地域の対人援助に携わる専門家の研修機会として、こころの相談室主催または大学院人文社会科学研究科臨床人間科学専攻との共催で、講演と公開事例検討会を開催している。地域で臨床心理士として活躍する修了生や児童相談所、クリニック等で対人援助に関わる医師や臨床心理士、ケースワーカー等多くの方にご参加いただき盛会のうちに終えている (Table4-3)。

Table4-3 平成19-23年度 講演会・公開事例検討会

タイトル	講師	時期	場所	参加人数
事例に学ぶ子どもの心理臨床	鈴木伸子 先生	平成21年2月	静岡大学	35名
「家族」を考える公開事例検討会	中村伸一 先生	平成21年3月	静岡大学	50名
不安ともなう不登校事例にどうかかわるか？ ー認知行動療法の発想とテクニック	神村栄一 先生	平成21年8月	静岡大学	37名
解決志向アプローチ入門	黒沢幸子 先生	平成22年3月	静岡大学	25名
心理臨床の倫理	平木典子 先生	平成22年4月	グランシップ	51名
ヒューマニスティック・アプローチの心理臨床	池見 陽 先生	平成22年9月	あざれあ	24名
認知行動療法の基礎ー日常臨床での実践を目指して	石垣琢磨 先生	平成24年3月	静岡駅ビルパルシェ	30名

観点4-1-2 目的に照らして、活動の成果が上がっているか。

(観点に係る状況)

目的に照らして、活動の成果をあげられている。

(分析結果とその根拠理由)

相談室紀要『静岡大学心理臨床研究』を刊行し、相談活動を通じた臨床研究の報告を行っている。また、当相談室を学内実習施設としている大学院人文社会科学研究科臨床人間科学専攻臨床心理学コース修了生は、修了と同時に(財)日本臨床心理士資格認定協会の臨床心理士資格試験の受験資格を得ることができ、平成23年度の(財)日本臨床心理士資格認定協会の臨床心理士資格受験状況は、修了生6名中、6名が受験、合格者は5名であった。臨床心理士資格取得および心理職への就職実績をTable4-4に示す。修了生の心理専門職への就職率は85～100%であり、資格取得率も毎年80%を超えている。修了後は、全国の臨床現場で心理職として活躍している。(Table4-5)。

Table4-4 平成19-23年度 臨床心理士資格取得および心理職への就職実績

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
修了生数	6	5	11	7	5
資格取得者数	5	4	10	7	4
心理専門職数	6	5	10	6	5

(平成25年3月1日現在)

Table4-5 修了生の主な就職先

医療領域	福祉領域	教育領域
あおいクリニック	大阪市西成区役所	静岡県スクールカウンセラー
NTT 東日本伊豆病院	こども発達センター めばえ	静岡県総合教育センター
静岡県立こころの医療センター	静岡県西部児童相談所	常葉学園短期大学学生相談室
静岡県立こども病院	静岡県発達障害者支援センター	
八戸マナクリニック	静岡県立磐田学園	
文教町クリニック	静岡市児童相談所	
メンタルクリニック ダダ	静岡市社会福祉協議会	
	社会福祉法人 鵜足津福祉会	
	三重県発達障害者支援センター	

(2) 優れた点及び改善を要する点

(優れた点)

心理臨床の専門家養成のための学内実習施設としては、十分な活動を展開している。

(改善を要する点)

大学院学生になお一層の実習経験を積ませるためには、さらに広報活動を行って地域の相談ニーズを拾い上げて相談件数を増やす努力が必要になる。そのためには開室時間を増やして対応することも必要となるが、一方、現在の人的な資源のもとでは対応に限界もあり、大学院学生の面接指導を担うことのできる非常勤相談員等の増員が求められる。

(3) 基準4の自己評価の概要

相談活動の実施状況としては、現有スタッフにおいては活発に活動をしているとすることができる。その成果は相談室紀要に発表され、また相談室での実習を経た大学院学生の多くは臨床心理士資格試験に合格して全国の臨床現場で活躍している。

基準5 施設・設備

(1) 観点ごとの分析

観点5-1-1 目的の実現にふさわしい施設・設備が整備され、有効に活用されているか。また、施設・設備のバリアフリー化への配慮がなされているか。

(観点到に係る状況)

概ね地域住民への相談業務と心理臨床の専門家養成のための施設として整備され、有効に活用されている。また、施設内ではできるだけ段差をなくし、トイレにも手すりをつける等、バリアフリー化への配慮もなされている。ただし、開室以来10年を経過して設備や備品の劣化や故障が発生している。また、近年改訂されつつある心理アセスメントに使用する検査器具の更新は十分に行うことができていない。

(分析結果とその根拠理由)

平成12年5月に共通教育棟に面接室2、プレイルーム1、臨床相談員室1、観察室1、資料室1からなる施設として開設された。その後、平成13年10月に面接室1、プレイルーム1を増設し、今日に至っている。そのため、開室以来ほとんど改修されていない設備や備品の劣化や故障が目立っている。例えば、子どものプレイセラピーは相談研修員が後に指導を受けるためにビデオカメラで様子を記録できるようにしているが、昨年度はカメラが経年のため故障して記録ができない状態が生じた。また、劣化や汚れが目立つ旧式トイレは、外部講師よりこうした相談施設としては不適切であろうとの指摘を受けた。このため平成23年度より予算に応じて一部設備や備品の更新・改修を行っている。また、近年ニーズの高まっている発達障害を抱える児童・生徒の相談に対応するための適切なアセスメントを行うために、また学生の臨床指導のためにも改訂された検査器具を整えておくことが必要であるが、先述した設備や備品の更新・改修も急がれるため、現在は未整備の状況である。

観点5-1-2 施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、構成員に周知されているか。

(観点到に係る状況)

相談施設の運用に関する方針は諸規程、内規等により明確に定められ、相談室スタッフにはマニュアル(Figure5-1)を通じて周知されている。

(分析結果とその根拠理由)

こころの相談室規程、運営規程、相談研修員業務内容に関する内規、利用申し合わせがそれぞれ策定されており、相談室スタッフには別に相談室業務マニュアルが配布されている。

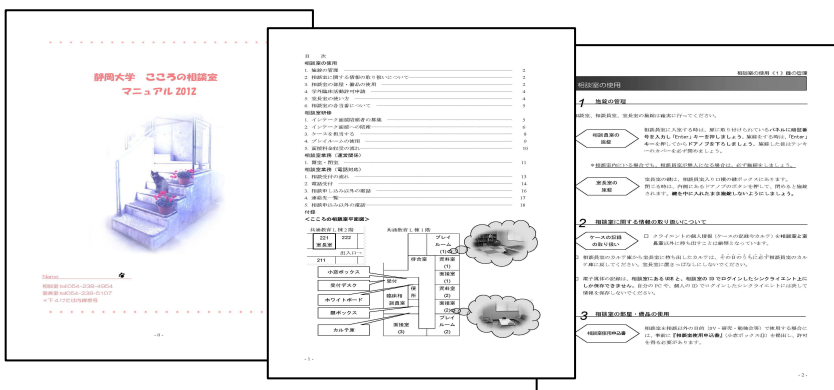


Figure5-1 2012年度相談室マニュアル(マニュアルは毎年内容を更新し、相談研修員をはじめ、全スタッフに配布される。)

観点5-1-3 学生、教職員、その他学外関係者のニーズを満たす情報ネットワークが適切に整備され、有効に活用されているか。

(観点に係る状況)

相談室ホームページが作成され、大学ホームページにリンクし、地域住民、関係機関への広報を行っている。ただし、平成22年より情報の更新が滞っている。

(分析結果とその根拠理由)

相談室ホームページが作成されており、平成22年度までは随時更新を行っていた。しかし、担当者の異動等により更新手続きが不明となり、講演会・研修会等の一部情報については更新が滞っている状況である。

(2) 優れた点及び改善を要する点

(優れた点)

相談施設としてはほぼ十分な設備が整備され、有効に活用されている。また、バリアフリー化への配慮もなされている。

(改善を要する点)

設備や備品の劣化や故障が発生しているため、地域住民が訪れる相談機関として適切な改修が必要である。また、検査器具の更新は十分に行うことができていない。ホームページについては、更新手続きを明確にし、滞っている一部情報の更新を行っていく必要がある。

(3) 基準5の自己評価の概要

相談施設はほぼ十分に整備され、明確な規定のもと、地域住民や関係機関への周知を図りつつ、有効に活用されている。ただし、開室し10年を経過した設備や備品を適宜改修・更新していく必要がある。また、相談に使用する検査用具、ホームページの更新は今後の課題である。

基準6 財務

(1) 観点ごとの分析

観点6-1-1 目的を達成するために、活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有しているか。

(観点に係る状況)

学則に規定された全学施設である相談室は、全学と人文社会科学部との経費負担によって運営されている。予算削減の趨勢のもと、安定した財務基盤があるとはいいがたい状況にあるが、平成22年度10月以降の相談料の有料化を実施し、自己努力による財政的安定を図っている。

(分析結果とその根拠理由)

以下に、平成23年度決算報告を示す(Table6-1)。平成22年度10月からの相談料の有料化に伴い、平成23年度予算からは前年度の面接料収入を反映した収入見合経費が配分されるようになった(Table6-2)。これにより経費削減部分を補うことができ、かねてより課題となっていた自己努力による財政的安定が図られているところである。ただし、開室以来10年を経過して設備や備品は経年による故障や劣化が発生していることから、こうした施設整備のための経費を必要としている現状がある。

Table6-1 平成23年度 こころの相談室 決算報告

収入			予算	支出
事項	金額	事項	金額	金額
全学負担	982,000	光熱費	740,000	910,259
人文社会科学部負担	800,000	通信費	15,000	39,967
人件費	695,000	運営費(コピー)	102,000	92,056
平成22年度収入見合経費配分	438,000	相談室整備費	438,000	132,425
		消耗品費	540,000	539,638
		紀要発行費	250,000	212,000
		非常勤相談員謝金	160,000	185,400
		事務職員経費	670,000	688,120
合計	2,915,000	合計	2,915,000	2,799,865

※ 平成22年度収入見合経費配分(平成22年10月～平成23年3月の面接料収入の2倍、平成23年度以降は収入相当額が配分されている)

Table6-2 平成23年度 こころの相談室 面接実績

種別	料金	件数	合計
受理面接	3,000	14	42,000
個人面接	2,000	249	498,000
遊戯面接	2,000	5	10,000
並行面接	3,000	28	68,000
合同面接	3,000	28	84,000
教育指導面接	4,000	0	0
集団心理面接	1,000	0	0
検査面接	3,000	4	12,000
合計		328	714,000

観点6-2-1 目的を達成するため、活動に対し、適切な資源配分が行われているか。

(観点到に係る状況)

施設規模に対して光熱費への支出が過大であり、適切な資源配分とはなっていない。

(分析結果とその根拠理由)

平成23年度決算報告にみる通り、施設規模に見合わない光熱費の支出による負担は大きく、非常勤相談員等への人件費を確保することができていない。これについて関係者と協議を重ねた結果、平成24年度からは是正されることとなり、今後は非常勤相談員等への人件費の確保、設備や備品の整備に財源が充てられることが期待される。

観点6-2-2 予算の策定に関し、委員会等で適切な審議が行われ、構成員に明示されているか。

(観点到に係る状況)

予算の策定、決算の管理は年度毎に運営委員会において適切に審議されており、相談室会議において相談室スタッフに明示されている。

(分析結果とその根拠理由)

年度当初の運営委員会、相談室会議において、決算、予算の審議が行われた。

観点6-2-3 決算に基づき、資源配分の効果に対する評価を行っているか。また、その評価結果を次期の予算策定にフィードバックしているか。

(観点到に係る状況)

運営委員会、相談室会議において、決算に関する適切な評価を行い、予算策定にフィードバックしている。

(分析結果とその根拠理由)

年度当初の運営委員会、相談室会議において、決算、予算の審議に関して行われた。

(2) 優れた点及び改善を要する点

(優れた点)

地域貢献を主要な目的とした全学施設に位置づけられており、全学からの補助を得ることができている。また、かねてより課題であった相談料の有料化を平成22年10月に実施し、自己努力による財政安定を図っている。

(改善を要する点)

平成23年度までは、不十分な財務基盤の中で光熱費の過度な支出のために大学院学生の面接指導をはじめとした相談室活動の十分な展開のための資源配分を行うことができていなかった。

(3) 基準6の自己評価の概要

全学施設としての相談室の財務基盤は全学と人文社会科学部からの経費負担によるものであり、予算削減の折、安定した財務基盤を有しているとは言いがたいが、平成22年度10月の有料化開始により自己努力による財政確

保にも努めているところである。施設規模に対して過大であると考えられた光熱費も是正されることとなり、今後大学院学生の面接指導や談室活動を十分に展開するための非常勤相談員の人件費、設備や備品の整備に財源が充てられることが期待される。

基準7 管理運営

(1) 観点ごとの分析

観点7-1-1 管理運営のための事務組織及びその他の組織が、目的の達成に向けて支援するという任務を果たす上で、適切な規模と機能を持っているか。また、必要な職員が配置されているか。

(観点に係る状況)

相談室は適切な規模と機能の事務組織及び相談室会議、運営委員会により管理運営されている。しかし、相談室会議を担う室長、副室長、臨床主任、その他の臨床相談員の業務がやや過剰となっている。

(分析結果とその根拠理由)

相談室の管理運営は人文社会科学部総務係の支援を得て、非常勤事務職員1名により日常の業務が遂行されている。しかし、日常的な業務の処理を行う相談室会議構成員が相談研修員の指導の他に、臨床相談員として相談業務の実務にも当たっており、学部・大学院での教育、管理運営と相俟って、やや業務負担が過剰になっている。

観点7-1-2 目的を達成するために、部局長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となっているか。

(観点に係る状況)

相談室の日常的な業務の処理について相談室長のもと相談室会議で意思決定が行われている。

(分析結果とその根拠理由)

相談室会議は、相談室長、副相談室長、臨床主任、臨床相談員から構成されており、隔週に開催されている。

観点7-1-3 管理運営のための事務組織及びその他の組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

(観点に係る状況)

特段の取り組みは行われていない。

(分析結果とその根拠理由)

学部事務組織の支援を得て管理運営が行われているため、相談業務を中心とした相談室職員については管理運営に関わる資質向上のための組織的な取り組みは必要とされていない。

観点7-2-1 管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、諸規定が整備されるとともに、管理運営に関わる委員会等の責務と権限が文書として明確に示されているか。

(観点に係る状況)

管理運営に関する諸規定が整備され、責務と権限が明示されている。

(分析結果とその根拠理由)

こころの相談室規定, 運営規定が定められている。

観点7-2-2 適切な意思決定を行うために使用される、目的、計画、活動状況に関するデータや情報が、蓄積されているとともに、構成員が必要に応じてアクセスできるようなシステムが構築され、機能しているか。

(観点に係る状況)

活動状況に関する情報が蓄積され、年度毎に相談室紀要に報告されている。

(分析結果とその根拠理由)

こころの相談室活動報告として『静岡大学心理臨床研究』に、新規受付, 継続面接, 相談依頼者の属性および相談内容, 会議記録, 研修・教育活動等の報告と分析が掲載されている。

観点7-3-1 活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われているか。

(観点に係る状況)

自己評価が実施されている。

(分析結果とその根拠理由)

静岡大学自己評価実施要領に基づき、自己評価を実施した。

観点7-3-2 自己点検・評価の結果が大学内及び社会に対し広く公開されているか。

(観点に係る状況)

自己評価がホームページ上に掲示され、広く公開される。

(分析結果とその根拠理由)

静岡大学自己評価実施要領に基づき、自己評価がホームページ上に掲示され広く公開される。

観点7-3-3 自己点検・評価の結果について、外部者(当該大学の教職員以外の者)による検証が実施されているか。

(観点に係る状況)

相談室の活動状況について、(財)日本臨床心理士資格認定協会による実地査察, 指定大学院の継続審査が行われる。

(分析結果とその根拠理由)

当相談室は、(財)日本臨床心理士資格認定協会による指定大学院の研修施設として位置づけられており、平成17年4月1日に本学大学院人文社会科学研究科臨床人間科学専攻臨床心理学コースが第1種指定校として指定され

た後、平成18年10月6日に協会による実地視察を受けた。その結果、5段階評価（A・A'・B・C・D）のうちBの評定で、「一応の整備と展開を見せているがさらなる改善に努力されたいことを書面で示す」との評価を得た。また、この評価の付記事項として、「1）事務員勤務が週3日であり、相談受付が3日に限られている点を改善してください、2）有料化にむけて努力して下さい」との指摘も受けた。平成20年度に継続申請を行い、認定されている。

観点7-3-4 評価結果がフィードバックされ、管理運営の改善のための取組が行われているか。

（観点に係る状況）

評価結果はフィードバックされ、管理運営の改善が行われた。

（分析結果とその根拠理由）

人文社会科学部総務係の支援を得て、平成22年度より事務員の週4日勤務が実現し、相談受付を週4日とすることができた。また、平成22年度10月からは相談の有料化を実施している。

（2）優れた点及び改善を要する点

（優れた点）

管理運営は学部事務の支援を得て滞りなく遂行されている。

（改善を要する点）

日常的な業務の処理を行う相談室会議構成員が臨床相談員として相談業務の実務にも当たっており、学部・大学院での教育、管理運営と相俟って、やや業務負担が過剰になっている。

（3）基準7の自己評価の概要

管理運営は人文社会科学部総務係の支援を得て遂行されており、日常的な業務は相談室会議において規定に基づき適切に運営され、その内容は大学内外に広く公開されている。相談室の活動状況については、自己点検・評価とともに、(財)日本臨床心理士資格認定協会の実地視察と指定大学院の継続審査の形で外部からの評価を受けている。

基準8 情報の公表

(1) 観点ごとの分析

観点8-1-1 活動情報が、適切に公表されることにより、説明責任が果たされているか。

(観点到に係る状況)

活動情報は、毎年発行され、関係機関に送付される紀要に掲載されており、適切に公表され、説明責任が果たされている。

(分析結果とその根拠理由)

活動状況に関する情報は、こころの相談室紀要である『静岡大学心理臨床研究』に毎年掲載されている。地域住民を対象とした相談活動については、こころの相談室活動報告に、新規受付件数、継続面接件数、相談依頼者の属性および相談内容等が報告されている。また、心理臨床の専門家養成については、学生の実習報告、また活動報告内にもスーパーヴィジョンや陪席件数といった研修状況が報告されている。修了生の資格取得状況や就職情報は大学院人文社会科学研究所臨床人間科学専攻 HP (<http://www.hss.shizuoka.ac.jp/rinsho/education.html>)にも掲載されている。

(2) 優れた点及び改善を要する点

(優れた点)

毎年発行される相談室紀要により適切に公表されている。

(改善を要する点)

ただし、こうした情報に対する関係機関からのフィードバックを十分に受けているとは言い難い。

(3) 基準8の自己評価の概要

毎年発行される相談室紀要により適切に公表されている。ただし、一方的な公表に留まっている向きがあるため、双方向的な情報交換へと発展するよう一層の努力を要する。